

令和7年分所得申告受付のお知らせ

今年も所得申告の時期となりました。今回の申告の対象期間は令和7年1月から12月までです。所得申告は、町県民税だけではなく、国民健康保険税などの課税資料となる大切なものです。町への申告が必要かどうかを下記フローチャートで確認していただき、申告が必要な方は、3月16日(月)午前中までに申告してください。

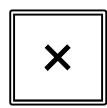
申告が必要かどうか確認しましょう

- ◆申告が必要かどうかを簡単に判断するためのフローチャートです。必ずしも当てはまらない場合があります。
- ◆下表によらず、所得税の還付を受けたい方は確定申告が必要です。



町への申告が必要です

内容によって、確定申告になる場合と
町県民税申告になる場合があります。



町への申告は必要ありません

スタート！

令和8年1月1日に蔵王町に住んでいましたか？

いいえ

1月1日現在の居住地へ申告してください。

はい

以下の内容の申告をしますか？

- ・青色申告
- ・先物取引所得、投資信託所得、株式譲渡所得
- ・建物の譲渡所得
- ・1年目の住宅借入金等特別控除
- ・雑損控除
- ・準確定申告（令和7年中に亡くなった方）
- ・肉用牛（免税）の売却所得
- ・過去の年分の確定申告（扶養等控除の追加を除く）

はい

町では受付し
ております。
e-Tax、または
税務署で確定
申告をしてくだ
さい。

いいえ

e-Tax、または税務署で確定申告をしますか？

はい



いいえ

令和7年中の収入で、あてはまるものを選んでください。

※非課税の収入（障害年金・遺族年金・失業給付等）は含みません。

なし→A 給与→B 年金→C 農業、営業、不動産、その他の収入→D

A

町内に住んでいる方の税法上の扶養親族として申告されている

はい



いいえ

町民税務課に直接または郵送で『状況申告書』を提出してください。

※提出がない場合、必要な証明が発行できない、国民健康保険税の軽減が受けられないなどの不利益が生じる恐れがありますのでご注意ください。

B

給与収入が2,000万円以下で、勤務先で年末調整をしており、内容に変更がない

はい



いいえ

C

公的年金収入が400万円を超えている

はい



いいえ

公的年金以外の収入がある、または年金収入が158万円（昭和36年1月2日以後生まれの方は108万円）を超えていて生命保険料控除や医療費控除などを追加する

はい



いいえ

※農業・営業・不動産収入がある場合は、収支をまとめてからいらしてください。



申告受付の日程

受付会場：ふるさと文化会館(ございんホール)第3研修室

日	時 間	行政区	日	時 間	行政区
2/16 月	9:00~11:00	塩沢	3/3 火	9:00~11:00	円田入
	13:00~15:00	東根		13:00~15:00	向山
17 火	9:00~11:00	北境	4 水	9:00~11:00	向山
	13:00~15:00	新町		13:00~15:00	町内全域
18 水	9:00~11:00	山ノ入	5 木	13:00~15:00	円田中
	13:00~15:00	小村崎		9:00~11:00	曲竹南
19 木	9:00~11:00	平沢	6 金	13:00~15:00	曲竹北
	13:00~15:00	矢附		17:00~18:30	町内全域
20 金	13:00~15:00	永野	8 日	事前予約制	町内全域
24 火	9:00~11:00	永野西	9 月	9:00~11:00	北山
	13:00~15:00	宮司		13:00~15:00	遠刈田
25 水	9:00~11:00	宮司	10 火	9:00~11:00	遠刈田
	13:00~15:00	沢内		13:00~15:00	小妻坂
26 木	9:00~11:00	沢内	12 木	9:00~11:00	小妻坂
	13:00~15:00	宮		13:00~15:00	七日原
27 金	13:00~15:00	円田表	13 金	9:00~11:00	七日原
				13:00~15:00	町内全域
			16 月	9:00~11:00	町内全域

◆お住まいの行政区の日程で申告することが難しい場合は、他の行政区の日程でも申告できますが、受付開始から1時間は指定行政区の方を優先してお呼び出しするため、他の行政区の方は、午前は10時以降、午後は14時以降のお呼び出しどなります。

◆申告受付期間中、町民税務課窓口では申告の受付はいたしません。

◆住所が遠刈田の方は、行政区が「遠刈田」「北山」「小妻坂」「七日原」にわかれます。ご自分の行政区が不明な場合は、事前にお問い合わせください。

3月8日(日)に申告を行う方は、事前予約が必要です

日曜日は、事前予約制となっております。予約していない方は申告できませんのでご注意ください。

【事前予約方法】

①世帯主名 ※ ②申告する方の氏名 ③住所 ④電話番号を明記のうえ、郵送・FAX・電子メール・町民税務課窓口のいずれかで申し込みください。

〈郵送〉〒989-0892 蔵王町大字円田字西浦北10 町民税務課「休日申告予約」宛て

〈FAX〉0224-33-3804

〈電子メール〉chominzeimu@town.zao.miyagi.jp メールの件名「休日申告予約」

※世帯ごとに申込みください。一緒に申告したい親族(蔵王町に住所がある方に限る)がいる場合、その世帯(1世帯まで)の世帯主名、申告する方の氏名、住所を明記してください。

【受付締切日】 ※郵送の申し込みは、当日必着。

〈第1次締切日〉2月4日(水) 〈第2次締切日〉2月18日(水)

※受付順番については、締切日ごとに抽選して決定し、その結果を申込者へ郵送でお知らせします。(事前予約時に順番の指定はできませんのでご了承ください。)

申告に持参するもの

●申告に必要なもの

受付に来た方の本人確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など
申告する方のマイナンバーが確認できるもの	マイナンバーカード もしくは①個人番号通知カード（記載事項から変更がない場合のみ可）またはマイナンバー記載の住民票と②身元確認ができるもの（運転免許証や健康保険証等）の2点
確定申告書または確定申告のお知らせ（ハガキ）	税務署から郵送された方は持参してください。
預金通帳またはキャッシュカード	所得税が還付される見込みの方は、必ずご持参ください。

※会場は土足厳禁です。スリッパはありませんので、必要な方はご持参ください。

●収入や経費を確認できる書類

給与所得・年金所得がある方	源泉徴収票
農業・営業・不動産等の所得がある方	収支内訳書など、収入および経費をまとめたもの
公共用地として土地を売った方	買取りなどの証明書や申出証明書
個人で土地を売った方	売買契約書・経費のわかるもの

●控除を受けるために必要な書類

配偶者控除・扶養控除	扶養される方のマイナンバーが確認できるもの ※町外にお住まいの方を扶養する場合は、生年月日と住所がわかるものも持参してください。
社会保険料控除	国民年金保険料の控除証明書
生命保険・地震保険料控除	生命保険料等の控除証明書
医療費控除	医療費控除の明細書 ※特例の適用を選択する方は、「一定の取組を証明する書類（健診の結果通知書など）」も必要
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
住宅借入金等特別控除（2年目以降の方）	借入金の年末残高等証明書および住宅借入金等特別控除証明書
寄附金控除	寄附金の受領書および証明書

-----キリトリ----- フローチャートで『状況申告書』提出に該当した方 -----キリトリ-----

令和7年1月～12月の状況申告書（該当する項目を○で囲んでください。） 令和8年 月 日

①収入等について

- 1 収入がなかった
- 2 収入が雇用保険（失業給付等）のみ
- 3 収入が遺族年金・障害年金のみ
- 4 町外に住んでいる方の税法上の扶養親族であった

氏名：
住所：

続柄：
- 5 その他（具体的に記入してください）

②本人の状況について

- 1 [障害者 ・ 特別障害者]

障害者手帳等の種類
[身体・精神・療養 _____ 級]
- 2 [寡婦 ・ ひとり親]

寡婦の場合 [離婚 ・ 死別]

住 所	蔵王町	氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生	電話番号	() -

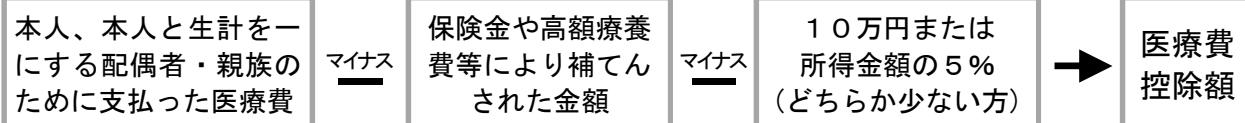
医療費控除について

e-Tax 申告では、1年間の医療費情報が自動入力できます！

●通常の医療費控除

領収書ではなく、「医療費控除の明細書」が必要です

「医療費控除の明細書」とは、令和7年中に支払った医療費を『医療を受けた人ごと』『病院・薬局ごと』に合計し、一覧表にまとめたものになります。様式が必要な方には、町民税務課窓口で配布しています。



※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(令和6年中に支払った医療費が含まれている場合は、その分を除いて申告してください。)

●医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

令和7年中に「健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組(保険者が実施する健診など)」を行っていて、「特定一般用医薬品等購入費」が1万2千円を超えた方は、特例の適用を選択することもできます。

※ この特例（控除額の上限8万8千円）と通常の医療費控除は、どちらか一方を選択してください。

※ 「特定一般用医薬品等購入費」対象製品は、領収証などに★マークなどが記載されています。

農業・営業・不動産所得等の申告準備について

まとめずにいらした場合は、町での申告は原則受付できません

収入・経費ともに、領収書やレシートなどは仕分けを行い、合計金額を計算して収支内訳書などの一覧にまとめたものとあわせて申告会場にお持ちください。

なお、農業、営業、不動産貸付などを行う全ての方には、記帳と帳簿書類の保存(最長7年)が義務付けられています。帳簿記載とあわせて、申告に向けまとめてください。

※農業所得申告について、農協でまとめたものに限っては、そのままお持ちいただいてかまいません。

※農業所得の簡易な収支内訳書の様式が必要な方は、町民税務課窓口でお受け取りください。

必要書類の配布場所

・町民税務課（5番・6番窓口）

配布：医療費控除の明細書、状況申告書（収入がなかった人のための簡易な申告書）、

農業所得の簡易な収支内訳書、確定申告書、収支内訳書

申請による交付：社会保険料の納付額証明書（無料）

※医療費控除の明細書や収支内訳書等については、国税庁のホームページからも入手できます。『医療費集計フォーム』など、準備に役立つテンプレートがありますので、そちらもご活用ください。

e-Tax 申告のご案内

スマートフォンやタブレットを使って、都合のいい時間にご自宅から確定申告をしてみませんか。マイナポータル連携により、1年間の医療費や国民年金保険料、ふるさと納税などの情報が自動入力されるなど新機能も追加されています。

e-Taxに関する 大河原税務署 (TEL 0224-52-2202)

お問い合わせ先 ヘルプデスク (TEL 0570-01-5901)